



1 申告会場での待ち時間短縮のためご協力ください

- (1) お住まいの自治会ごとの日程・会場にお越しください。
P6,7に記載された日程でのご来場が難しい方は、別の日程・会場でも申告可能ですが、ご協力をお願いします(P6,7:地区割表参照)。
- (2) 開場・受付時間は全会場共通です。開場時間:午前9時、申告受付時間:午前9時~午後3時
- (3) 営業・農業・不動産の申告をする方は必ず収支の内訳をまとめたものをご記入のうえお持ちください(P3:収入・経費のまとめ方参照)。
- (4) 医療費控除を申告する方は必ず医療費の合計をまとめたものをお持ちください(P3:医療費のまとめ方参照)。
- (5) 今年の丸子地域の申告会場が丸子文化会館(セレスホール)へ変更となりましたのでご注意ください。



2 申告の対象者 P2:フローチャート「5 あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか?」もご覧ください。

(1) 市民税・県民税の申告が必要な方

令和7年1月1日現在、上田市にお住まいの方で、以下に該当する方は市民税・県民税の申告が必要です。
ただし、税務署に確定申告書を提出した方、上田市内住民の税法上の扶養親族になっている方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ① 営業、農業、不動産、配当、雑、一時、譲渡等の収入があった方
- ② 給与や年金の収入があった方で、別の収入があった方や所得控除を申告する方
給与が年末調整済みである、もしくは公的年金等の収入の合計額が400万円以下であり、その他の所得の合計額が20万円以下である方(所得税の還付申告などで確定申告書を提出した方を除く)。
- ③ 申告をすることで市民税・県民税が非課税となる方
障がい者、ひとり親、寡婦、未成年で令和6年中の合計所得が135万円以下の方
- ④ 令和6年中に収入がなかった方や、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方
- ⑤ その他
国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に参加されている方や、福祉・公営住宅・教育関係の制度等において市民税・県民税の申告が必要とされている方。各種制度に関する詳細は、各担当課へお問い合わせください。

(2) 税務署での申告が必要な方(詳しくは、税務署にお問い合わせください)

以下に該当する方は、税務署での申告をお願いいたします。

- ① 住宅借入金等特別控除初年度の申告をする方
- ② 株式や土地の譲渡所得を申告する方
- ③ 青色申告をする方
- ④ 雑損控除の申告をする方
- ⑤ 山林所得を申告する方
- ⑥ 暗号資産(仮想通貨)に係る雑所得の申告をする方 等

確定申告に関するお問い合わせ
上田税務署
〒386-8720
上田市中央西2-6-22
TEL 0268-22-1234

3 申告方法 申告会場は大変混雑します。可能な限り(2)電子申告、(3)窓口・郵送提出をご利用ください。

(1) 申告会場で申告

(2) 電子申告

所得税の確定申告はスマートフォン、パソコン等を利用した電子申告をご利用ください。
詳しくは市ホームページをご覧ください、税務署にお問い合わせください。



(3) 窓口提出・郵送提出

記入した市民税・県民税申告書と必要書類(P8:必要書類チェックリスト参照)を次の場所に設置された「提出箱」もしくは「4 提出先・問い合わせ先」に郵送してください。

設置場所: 申告会場、市役所1階税務課19番窓口、各地域自治センター窓口

4 提出先・問い合わせ先

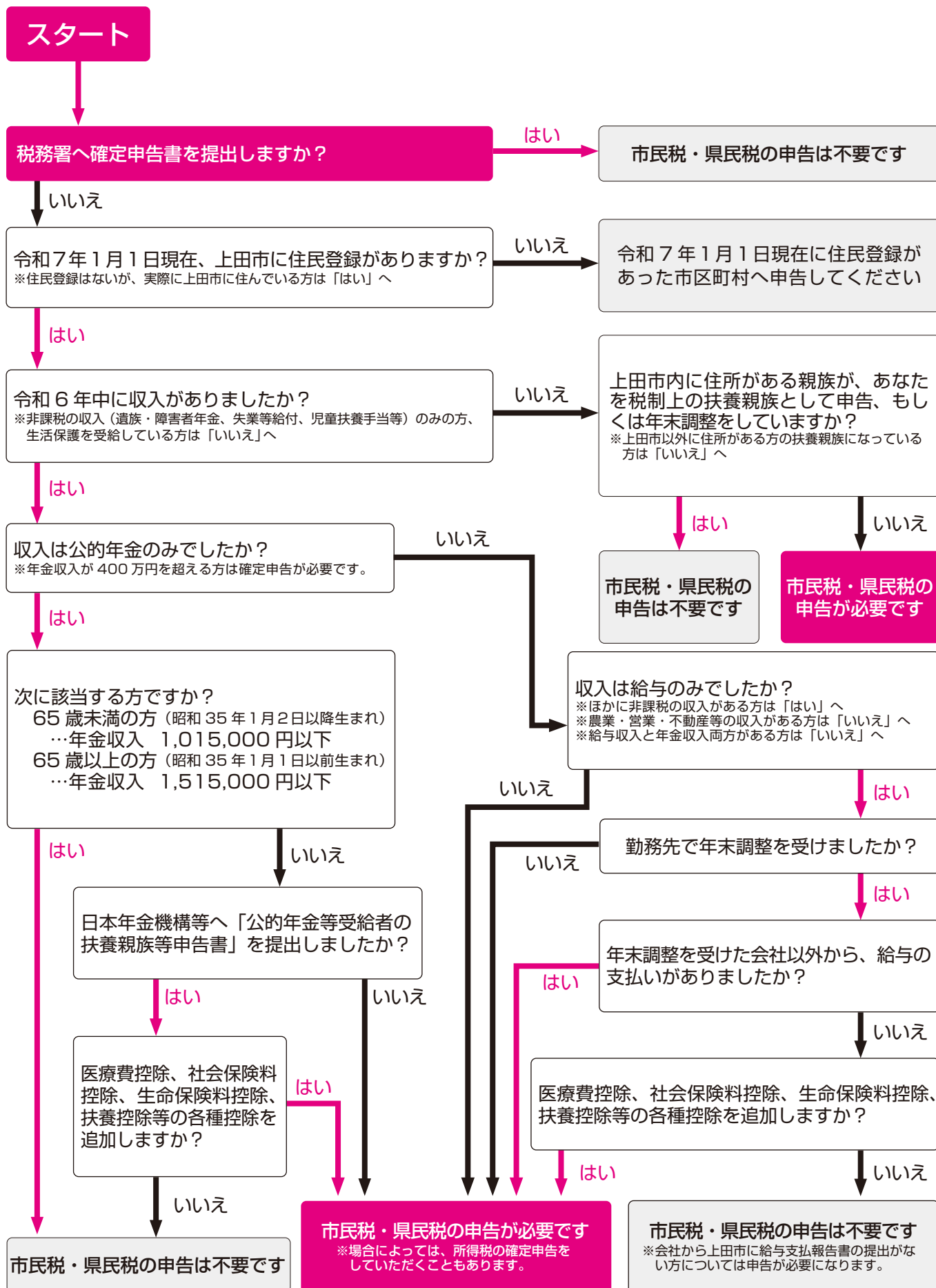
郵送の提出先及び市民税・県民税の申告に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

〒386-8601 上田市大手1-11-16「上田市役所 財政部 税務課 市民税係」宛

TEL 0268-23-5115 ※各地域自治センターには税の担当部署がありませんので、「税務課市民税係」にお問い合わせください。

5 あなたは市民税・県民税の申告が必要ですか？

申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。



6 収入・経費のまとめ方

- ① 営業・農業・不動産所得のある方は以下の収入・経費の項目ごとに金額を合計してください。
- ② 以下のとおり別紙の市民税・県民税申告書の裏面が収支内訳書に記入のうえお持ちください。
収支内訳書は上田市役所税務課、各地域自治センター、税務署に設置してあります。また国税庁ホームページからもダウンロードできます。

1 営業所得

R 6年中の売上金額を記入します。

所在地 業 種	上田市〇〇番地 製造業
科目	金額
売上金額	3,000,000
家事消費	
その他収入	500,000
収入合計①	3,500,000
売上原価	1,000,000
給料賃金	
地代家賃	340,400
減価償却費	
水道光熱費	
旅費交通費	
通信費	
損害保険料	
消耗品費	
租税公課	100,000
〇〇費	50,000
〇〇代	9,600
雑費	
経費合計②	1,500,000
専従者控除③	
所得金額① - ② - ③	2,000,000

経費はそれぞれかかった項目ごとの合計を記入します。

該当する項目がない場合は空白の欄を使ってください。

2 農業所得

所在地 業 種	上田市〇〇番地 米作農業
科目	金額
売上金額	1,000,000
家事消費	300,000
その他収入	
収入合計①	1,300,000
売上原価	500,000
減価償却費	
租税公課	50,000
種苗費	
肥料費	
飼料費	
農具費	
農薬・衛生費	
諸材料費	
修繕費	
動力光熱費	
農業共済掛金	
雑費	50,000
経費合計②	600,000
専従者控除③	
所得金額① - ② - ③	700,000

自家で消費した分があれば記入します。

3 不動産所得

種目 貸家	所在地 上田市△△番地
科目	金額
家賃	600,000
地代	
駐車場収入	
権利金	
収入合計①	600,000
減価償却費	
借入金利息	
租税公課	30,000
損害保険料	
修繕費	70,000
雑費	
経費合計②	100,000
専従者控除③	
所得金額① - ② - ③	500,000

7 医療費のまとめ方

医療費控除を申告する方は次のとおりご用意ください。

- ① 医療費通知がある方はお持ちください。郵送提出をされる方は添付してください。
- ② 医療費通知に記載のない医療費がある方は、例1のとおり、人ごとに領収書の金額を足し合わせてください。
- ③ ただし、生命保険や健康保険で補てんされる金額がある場合は、例2のとおり、対象となる医療費と補てん額を例1とは別に一行ごと記入してください。
- ④ ②、③の内容を以下のように任意の用紙に記載するか、医療費控除の明細書に記載のうえ提出してください。
医療費控除の明細書は上田市役所税務課、各地域自治センター、税務署に設置してあります。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。

人ごとに医療費の領収書の合計額を記入してください。
①の医療費通知分の医療費はここに含めないでください。
また、③の補てんの対象となる医療費もここに含めないでください。

	医療を受けた方の氏名	病院、薬局などの 支払い先の名称	支払った医療費の額	生命保険や社会保険で 補てんされる金額
例1	上田 桃子	〇〇薬局 他	75,300	
	上田 太郎	〇〇病院 他	250,000	
例2	上田 太郎	△△病院	35,000	20,000
	上田 花子	〇〇病院	50,000	100,000

補てん額がある場合、このとおり、対象となる医療費と補てん額を例1とは別に一行ごと記入してください。

第 16 号		電話番号	22-4100												通知書番号
		世帯主氏名	上田 一郎												処理欄
		続柄	本人												
		職業(屋号)	(株)上田												
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2												裏面・源泉・内訳		
の面の一番下の赤枠の欄を記入してください。														上田市使用欄	

○ 給与 ○ 退職金 ○ 賞与 ○ 退職給付 ○ 失業給付	納税方法の選択 給与所得者で主たる給与及び公的年金等（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与）以外の所得に係る市民税・県民税の納税方法 - 給与から差し引かれることを希望する（特別徴収） - 自分で納付することを希望する（普通徴収）	<table border="1"> <tr> <th>受付</th> <th>入力</th> </tr> <tr> <td>見直し</td> <td>イメージ</td> </tr> </table>	受付	入力	見直し	イメージ
受付	入力					
見直し	イメージ					

	控除額 (万円)			
	申告者の合計所得額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控除対象配偶者	33	22	11	0
老人控除対象	38	26	13	

配偶者の 合計所得額	控除額 (万円)			
	申告者の合計所得額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48 万円超 100 万円以下	33	22	11	0
100 万円超 105 万円以下	31	21	11	
105 万円超 110 万円以下	26	18	9	
110 万円超 115 万円以下	21	14	7	
115 万円超 120 万円以下	16	11	6	
120 万円超 125 万円以下	11	8	4	
125 万円超 130 万円以下	6	4	2	
130 万円超 133 万円以下	3	2	1	
133 万円超	0	0	0	

控 除 項 目	内 容	計 算 方 法		
雑 損	災害、盗難、横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合	(損失額－保険金等で補てんされた金額)－総所得金額等の合計額の10%と(災害関連支出－5万円)のいずれか多い方の金額		
医 療 費	あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 医療費控除の明細書	(支払った医療費の合計額－保険金等の補てん額)－(所得の合計の5%か10万円のいずれか少ない方の金額) 最高200万円		
医 療 費 控 除 の 特 例	あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払ったスイッチOTC医薬品を購入した場合 医療費控除の明細書	(スイッチOTC医薬品の購入費)－12,000円 最高88,000円		
社会保険料	社会保険料(後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料等)	支払った金額(支払い金額がわかるものを持参してください。国民年金の場合は、日本年金機構からの証明を持参してください。)※後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険税・介護保険料の納付額は国保年金課から送付された「税申告用」納付済額通知書(ハガキ)を参照してください。		
小 規 模 企 業 共 済 等	第一種小規模企業共済掛金 心身障害者扶養共済掛金等	支払った金額		
対象：一般の生命保険料、介護医療保険料及び一定の要件にあってはまる個人年金保険料				
生命保険料	新制度適用契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料)			
	年間の支払保険料	控除金額		
	12,000円以下	支払保険料の全額		
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円		
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円		
	56,001円以上	28,000円		
	一般の生命保険料控除額+介護医療保険料控除額+個人年金保険料控除額の上限70,000円			
	旧制度適用契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料)			
	年間の支払保険料	控除金額		
	15,000円以下	支払保険料の全額		
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円		
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円		
	70,001円以上	35,000円		
	一般の生命保険料控除額+個人年金保険料控除額の上限70,000円			
～生命保険料控除額の計算方法～				
一般の生命保険料控除額及び個人年金保険料控除額 ① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額(最高28,000円)…上記左表により算出してください ② 旧制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額(最高35,000円)…上記右表により算出してください ③ ①+②の合計額(最高28,000円) ②と③のいずれか大きい金額が控除額となります				
介護医療保険料控除額 ① 新制度適用契約の年間支払保険料に係る算出控除額(最高28,000円)…上記左表により算出してください ① の金額が控除額となります				
一般の生命保険料控除額・介護医療保険料控除額・個人年金保険料控除額をそれぞれ上記計算方法で算出し、それらの合計額を全体の控除額とします。 <u>ただし、限度額は70,000円</u>				
対象：住宅や家財等の生活資産の地震保険料				
地震保険料	控 除 内 容			
	地震保険料契約に関する保険料の1/2			
	旧長期損害保険 (平成18年12月31日 までの契約締結分)	支払保険料		
		5,000円以下		
		5,001円～15,000円		
		15,001円以上		
	地震保険料契約と旧長期損害保険契約がある場合 地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計			
		25,000円		
※一つの契約の中に地震保険部分と旧長期損害保険部分がある場合は、選択によりいずれか一方の契約区分に該当するものとして地震保険料控除の控除額を計算します。				

控除項目	内 容	控 除 金 額
障 害 者	障害者手帳等に記載されている「種類」と「級」を記入。 普通障害・特別障害の区分は左下の表をご確認ください。	普通障害 26 万円 特別障害 30 万円
ひとり親	婚姻歴の有無や性別に関わらず、子を扶養している単身者 (合計所得 500 万円超の方、内縁の夫・妻がいる方は対象外)	30 万円
寡 婦	夫と離婚した後再婚しておらず、子以外を扶養している方。 夫と死別した方。 (合計所得 500 万円超の方、内縁の夫がいる方は対象外)	26 万円
勤労学生	学生で、合計所得が 75 万円以下であり、そのうち給与所得以外の 所得が 10 万円以下の方	26 万円

控除項目	内 容	控 除 金 額	
配 偶 者	生計を一にする配偶者（内縁は除く）で、前年の合計所得が48万円以下である場合（専従者は除く）	一般の控除対象 配偶者 33万円 老人控除対象 配偶者 38万円 *老人（昭和30年1月1日以前に生まれた方）	
扶 養	配偶者を除いた生計を一にする親族で前年の合計所得が48万円以下である場合（専従者は除く） ※年少扶養親族の扶養控除はありませんが、必ず、氏名・個人番号・生年月日等を記載してください。	年少扶養 0万円	老人扶養 38万円
		一般扶養 33万円	同居老親 45万円
		特定扶養 45万円	
障 害 者	障害者手帳等に記載されている「種類」と「級」を記載	普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特障 53万円	◎年少扶養親族も障害者控除の対象となります。
基礎控除	合計所得 2,400万円以下	43万円	
	合計所得 2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
	合計所得 2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
	合計所得 2,500万円超	0円	

住所・氏名・個人番号・生年月日

令和7年1月1日現在の住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号等を記入してください。

① 所得 (令和6年1月1日から12月31日までのもの)

所得の種類	内 容	備 考																	
営 業 等	商・工業や自由業等の自営業	申告書裏面1に記入してください。平成20年度分から、減価償却資産の償却方法が改正されています。																	
農 業	農産物の生産、家畜の飼育等	申告書裏面2に記入してください。																	
不 動 産	地代・家賃等	申告書裏面3に記入してください。																	
利 子	預貯金の利子等	お問い合わせください。																	
配 当	株式や出資の配当																		
給 与	給与、賃金、賞与等 給与収入欄に記入してください。(源泉徴収票がある人は添付) 源泉徴収票がない方は、裏面「4 給与所得」の欄に記入してください。 給与所得額 = 給与収入 - 給与所得控除額																		
雑 所得	①公的年金等 国民年金、厚生年金等 年金収入欄に記入してください。(源泉徴収票添付) *遺族年金、福祉年金、障害年金等を受給している方は、申告書表面の「令和6年中に所得がなかった人は該当する番号に○をしてください」の欄に記入してください。 公的年金等に係る雑所得 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額																		
公的年金等に係る雑所得の速算表 (年金以外の所得額により変動します)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>(A)公的年金等の収入金額の合計額</th> <th>公的年金等に係る雑所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の方 (昭和35年1月2日以降生まれ)</td> <td>600,001円から1,299,999円まで</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円から4,099,999円まで</td> <td>(A) × 75% - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から7,699,999円まで</td> <td>(A) × 85% - 685,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前生まれ)</td> <td>1,100,001円から3,299,999円まで</td> <td>(A) - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円から4,099,999円まで</td> <td>(A) × 75% - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から7,699,999円まで</td> <td>(A) × 85% - 685,000円</td> </tr> </tbody> </table>		受給者の年齢	(A)公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額	65歳未満の方 (昭和35年1月2日以降生まれ)	600,001円から1,299,999円まで	0円	1,300,000円から4,099,999円まで	(A) × 75% - 275,000円	4,100,000円から7,699,999円まで	(A) × 85% - 685,000円	65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前生まれ)	1,100,001円から3,299,999円まで	(A) - 1,100,000円	3,300,000円から4,099,999円まで	(A) × 75% - 275,000円	4,100,000円から7,699,999円まで	(A) × 85% - 685,000円
受給者の年齢	(A)公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額																	
65歳未満の方 (昭和35年1月2日以降生まれ)	600,001円から1,299,999円まで	0円																	
	1,300,000円から4,099,999円まで	(A) × 75% - 275,000円																	
	4,100,000円から7,699,999円まで	(A) × 85% - 685,000円																	
65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前生まれ)	1,100,001円から3,299,999円まで	(A) - 1,100,000円																	
	3,300,000円から4,099,999円まで	(A) × 75% - 275,000円																	
	4,100,000円から7,699,999円まで	(A) × 85% - 685,000円																	
雑 所得	②業務…原稿料、講演料又はシルバー人材センターからの配分金等 ③その他…生命保険契約に基づく年金等																		
総合譲渡	車両、機械、営業権等不動産以外の資産の譲渡	保有期間が5年以下…短期 5年超…長期 特別控除50万円																	
一時所得	生命保険金、賞金、懸賞金等	特別控除50万円																	
分離	分離譲渡、株式、山林等	税務署にお尋ねください。																	

(令和6年1月1日から12月31日)
*令和6年中に収入のなかった方は、申告

令和7年度
市民税・県民税
申告書
(申告先) 上田市長
受付印

住 所	上田市 大手1丁目11番
フリガナ	ウエダ イチロウ
氏 名	上田 一郎
(代理人)	
生 年 月 日	明・大 28・2・16 平・令

申告期限は3月17日です。

事 業 等	収 入 金 額 円	
営 業 等	1,000,000	
不 動 産		見
利 子		
配 当 (主の場)		
給 与	1,000,000	源泉徴収票
公的年金等	1,100,000	遺族年金
雑 所得		
その他		
総合譲渡(短・長期)		
公的年金等以外の合計所得金額	1,250,000	
分離 (別荘、山林、退職金等)		
課税		

雑 損 除	損害を受けた資産の種類	損 害 金 額
医療費控除	①支払った医療費 ②保険等で補てきされる金額	
医療費控除の特例	③スイッチOTC医薬品等の購入額	
社会保険料控除	国民健康保険料支払金額 国民年金支払金額 介護保険料支払金額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金	
生命保険料控除	保険料等の種類 新制度適用契約分支払保険料の計(平成24年度以降)	
地震保険料控除	地震保険料分 旧長期損害保険料分 (保険期間が10年以上で満期)	
本人該当欄	障害者 () 3級 ひとり親	
配偶者控除	氏 名 生年月日 居住形態	
配偶者特別控除	氏 名 生年月日 居住形態	
扶養親族	氏 名 続柄 生年月日 居住形態	

前年中に収入がない方の記載欄 (該当する番号に○をしてください。)

- 扶養されていた (仕送り・援助を受けていた) 氏名 住所
- 学生であった (令和7年1月1日現在) 学校名 年 月
- 次のいずれかに該当する (該当する箇所にチェックしてください。)
☐ 遺族年金を受給 ☐ 障害年金を受給 ☐ 傷病手当を受給
☐ 生活保護等の公的扶助で生活
- その他 (預貯金で生活等の生活状況を記入してください。)

市民税・県民税の計算の仕方 (総合課税分)

$$\begin{aligned}
 & \text{① 収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額} \\
 & \text{② 所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額} \\
 & \text{③ 課税標準額} \times \text{税率 (一律10\% (市民税6\%, 県民税4\%))} - \text{税額控除額等} = \text{所得割額} \\
 & \text{④ 所得割額} + \text{均等割額 (5,500円 (市民税3,000円 県民税1,500円 森林環境税1,000円))} = \text{年税額}
 \end{aligned}$$

◎寄附金税額控除 (申告書裏面「6 寄附金に関する事項」に寄附した金額を記入してください。)

- 長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、長野県や上田市が条例で指定した団体、都道府県、市区町村に対して令和6年中に寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額 (総所得金額等の合計額の30%を上限) の10% (市民税6%、県民税4%) に相当する金額を、調整控除後の市民税・県民税 (所得割) から控除します。
- 加えて、都道府県、市区町村に対する寄附金 (ふるさと納税) が2千円を超える場合には、その超える金額に地方税法に定める割合を乗じて得た金額 (所得割額の20%を上限) を、上で求めた控除額に更に加算します。
- ふるさと納税において、一定の要件に該当する方が税制上の優遇措置を受けることができる制度 (ワンストップ特例制度) を申請している場合であっても、所得税や市民税・県民税の申告書を提出した場合、または、所得税や市民税・県民税の申告書を提出する必要がある場合には、この制度の対象外となります。

納税方法の選択

あてはまる方は1・2のいずれかを○で囲んでください。

事業専従者

*申告書裏面に記載してください。

事業主と生計を一にする親族でその事業に従事した期間が1年間を通し6か月以上の人が該当します。控除額は専従者の給与収入になります。1人当たりの専従者控除額は、次のいずれか低い方になります。
事業所得の合計額 ÷ (専従者数 + 1)
限度額 50万円 (配偶者は86万円)

障害者とは

区 分	特別障害に該当する方	普通障害に該当する方
身体障害者手帳	1級 2級	左記以下
戦傷病者手帳	特別項症から第3項症	左記以下
療育手帳	A	B
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級 3級
寝たきりの方	半年以上常に就床を要し、複雑な介護を必要とする方	
65歳以上の要介護認定者で、市が発行した認定書のある方	認知症高齢者、障害高齢者日常生活自立度により、者に準ずる者として市の受けた方 ※詳しくは高齢者介護は丸子・真田・武石各地治センター市民サービス担当へお問い合わせください。	

この「申告の手引」は、一般的な事柄について説明しています。

上田出張会場			自治会	地区
塩田公民館	2月10日(月)	下組、富士山中組、奈良尾、平井寺、鈴子、石神、柳沢		東塩田
	2月12日(水)	下之郷、桜、下本郷、東五加、五加、上本郷		東塩田・中塩田
	2月13日(木)	中野、十人、塩田新町、東前山、西前山、手塚、山田、野倉		中塩田・西塩田
	2月14日(金)	上小島、下小島、保野、学海南、舞田、八木沢、八舞、学海北、セレーノ八木沢、分去、大湯、院内、上手		中塩田・別所温泉
川西公民館	2月17日(月)	仁古田、岡、浦野、越戸、上室賀		川西
	2月18日(火)	藤之木、浦野南団地、小泉、下室賀、ひばりヶ丘		川西
自治センター 豊殿地域	2月19日(水)	下吉田、林之郷、下郷、岩清水、矢沢、赤坂、漆戸		豊殿
	2月20日(木)	森、大日木、長入、宮之上、小井田、中吉田、町吉田、ひかり、桜台		豊殿
真田会場			自治会	地区
真田中央公民館	2月21日(金)	菅平、大日向、角間、横沢、十林寺、石舟、つくし		長
	2月25日(火)	真田、戸沢、横尾、四日市、入軽井沢、岡保		長・傍陽
	2月26日(水)	傍陽中組、大庭、曲尾、萩、田中、下横道、中横道		傍陽
	2月27日(木)	上横道、穴沢、三島平、下郷沢、小玉上郷沢、赤井、下塚、竹室、荒井、中原		傍陽・本原
	2月28日(金)	上原、表木、大畑、下原、町原、出早		本原
丸子会場			自治会	地区
丸子文化会館(セレスホール)	3月3日(月)	西内、平井、荻窪、和子		内村
	3月4日(火)	下和子、辰ノ口、沢田		内村・丸子中央
	3月5日(水)	海戸、腰越		丸子中央
	3月6日(木)	三反田、八日町、下丸子		丸子中央
	3月7日(金)	中丸子		丸子中央
	3月10日(月)	御嶽堂、北原、茂沢		依田
	3月11日(火)	飯沼、上長瀬		依田・長瀬
	3月12日(水)	長瀬中央、下長瀬		長瀬
	3月13日(木)	石井、坂井、狐塚、郷仕川原		塩川
	3月14日(金)	尾野山、南方、藤原田		依田・塩川

9 地区割表 申告会場へお越しになる方へ

待ち時間短縮のため、お住まいの自治会ごとの日程・会場にお越しくださいますようお願いいたします。

① 時間：午前9時開場、申告受付：午前9時～午後3時

② 丸子会場が丸子文化会館（セレスホール）に変更となっています。丸子地域自治センターでは申告受付を行いませんので、ご注意ください。

武石会場		自治会	地区
総合センター 武石地域	2月10日(月)	鳥屋、片羽、下小寺尾、上小寺尾、唐沢小原、築地原、西武、小沢根	武石
	2月12日(水)	沖、堀之内、権現	
	2月13日(木)	藪合、中島、市之瀬、余里	
	2月14日(金)	七ヶ、下本入、大布施巣栗	
主会場		自治会	地区
サントミューゼ	2月17日(月)	踏入、泉町、上常田、中常田、下常田、北常田	東部
	2月18日(火)	材木町、常入、南天神町、泉平、天神の杜、北天神町、松尾町、鷹匠町、本町、末広町、大手町	東部・南部
	2月19日(水)	横町、海野町、原町、袋町、馬場町、田町、丸堀町、木町、北大手町、上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、上鍛冶町、鍛冶町	中央・北部
	2月20日(木)	新田、山口、蛇沢	北部
	2月21日(金)	上房山、下房山、柳町、上紺屋町、下紺屋町、鎌原、西脇、緑が丘、新屋、緑が丘北、緑が丘西、城北	北部・西部
	2月25日(火)	新町、諏訪部、生塚、常磐町、小牧、諏訪形	西部・城下
	2月26日(水)	御所、中之条	城下
	2月27日(木)	須川、中村、千曲町	城下
	2月28日(金)	秋和、上塩尻、下塩尻	塩尻
	3月3日(月)	朝日ヶ丘、三好町、上田原、倉升	城下・川辺・泉田
	3月4日(火)	川辺町	川辺・泉田
	3月5日(水)	神畑、下之条	川辺・泉田
	3月6日(木)	築地、東築地、半過、吉田	川辺・泉田
	3月7日(金)	福田、大屋、岩下、下青木	川辺・泉田・神川
	3月10日(月)	みすず台南、みすず台北、上青木、梅が丘、国分、下堀、上堀	神川
	3月11日(火)	久保林、黒坪、上沢、畑山、富士見台、西野竹、住吉が丘	神川・神科
	3月12日(水)	伊勢山、神科新屋、野竹	神科
	3月13日(木)	笹井、川原、岩門、染屋、大久保	神科
	3月14日(金)	金井、長島、金剛寺	神科
	3月17日(月)	指定なし	

10 令和7年度からの主な改正点

○定額減税

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（※）に係る定額減税については、令和7年度 市民税・県民税の所得割額から1万円を控除します。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは市民税・県民税の納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えかつ合計所得金額が48万円以下の配偶者（国外居住者を除く）

11 必要書類チェックリスト

収入	☐	給与・公的年金等の源泉徴収票	源泉徴収票の再発行は ①給与：勤務先 ②公的年金：日本年金機構（TEL 0570-05-1165）
	☐	収支計算書や帳簿類等	収入・経費の合計を計算したもの「P3：収入・経費のまとめ方」参照
	☐	その他の収入	個人年金の支払証明書、配当の支払通知書等
控除	☐	医療費控除	医療費通知、領収書等（合計を計算したものも） 「P3：医療費のまとめ方」参照
	☐	社会保険料控除	社会保険料、国民年金保険料等の納付額がわかる証明書等
	☐	生命保険料控除・地震保険料控除	保険会社等で発行した控除証明書等
	☐	寄附金控除	寄附先からの受領書や領収書、ふるさと納税仲介事業者が発行した証明書
	☐	住宅借入金等特別控除（2年目以降）	税務署発行の住宅借入金等特別控除申告書・証明書、住宅ローンの年末残高証明書
	☐	障害者控除	身体障害者手帳等
	☐	その他の控除	控除証明書類等
その他	☐	マイナンバーカード等	申告者と扶養する家族のマイナンバーがわかるもの
	☐	口座番号	申告者本人名義の銀行口座がわかるもの
	☐	利用者識別番号（お持ちの方のみ）	利用者識別番号がわかるもの